

奈良県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、勢野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十五年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	大谷 信雄	生駒郡三郷町勢野東三一九一〇
〃	岡田 和久	〃 二一七一三三
〃	吉岡 裕之	〃 勢野西三一六一六
〃	瓜生 昇	〃 勢野東三一八一三
〃	岡島 三千男	〃 勢野西二一六一二七
〃	安井 義昌	〃 勢野西二一三一二
〃	梅本 健	〃 勢野東二一一一六
〃	乾 孟雄	〃 六一二一五
監事	井上 幸司	〃 勢野西二一三三四四
〃	大東 善美	〃 勢野東四一六一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	大谷 信雄	生駒郡三郷町勢野東三一九一〇
〃	岡田 和久	〃 二一七一三三
〃	吉岡 裕之	〃 勢野西三一六一六
〃	瓜生 昇	〃 勢野東三一八一三
〃	岡島 三千男	〃 勢野西二一六一二七
〃	安井 義昌	〃 勢野西二一三一二
〃	梅本 健	〃 勢野東二一一一六
〃	辰巳 京也	〃 六一二一三三
監事	井上 幸司	〃 勢野西二一三三四四
〃	大東 善美	〃 勢野東四一六一六